

吹田市条例第 号

吹田市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会議員定数条例（昭和42年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「36人」を「18人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の吹田市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

吹田市議会議員定数条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>吹田市議会議員の定数を<u>36</u>人とする。</p>	<p>吹田市議会議員の定数を<u>18</u>人とする。</p>